滝沢市社会福祉施設物価高騰対策支援金支給要領

（趣旨）

第１条　コロナ禍における物価高騰による社会福祉施設の負担の軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、社会福祉施設物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

（支援金の概要）

第２条　支援金の概要は、以下のとおりとする。

（１）支給対象者

支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

ア　令和５年６月１日（以下「基準日」という。）において、滝沢市内に所在する別表１から７までの施設・事業所等を運営している法人・個人であること。

イ　基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。

ウ　申請日において、事業継続の意思があること。

（２）支援金の額及び要件

別表１から２に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設・事業所等については支援金の支給対象外とする。

（１）基準日時点で休止又は廃止の届出をしている施設・事業所等

（２）設置者が県又は市町村である施設・事業所等（指定管理者制度による運営も含む）

（３）滝沢市暴力団排除条例（平成24年９月24日条例第16号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設・事業所等

（４）上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと市長が認めた施設・事業所等

（支給申請）

第３条　支援金の支給を受けようとする者は、別に定める期日までに別表３に定める書類を、市長に提出するものとする。

（支給の決定）

第４条　市長は、第３条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、滝沢市社会福祉施設物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第５号）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。

２　市長は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨を滝沢市社会福祉施設物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（申請書類の保管）

第５条　申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を５年間保存し、市長から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

（調査等）

第６条　市長は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消）

第７条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。

（２）支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（返還）

第８条　市長は第７条の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和５年７月１８日から施行する。